

「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会業者等選定委員会設置規程

(目 的)

第1条 森林環境譲与税の活用に係る都内連携に関する協定書第3条第2項に規定する連携事業の実施及び「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会（以下「協議会」という。）の運営に係る売買、貸借、請負その他の契約に関し、厳正かつ公平に優良業者を選定し、もって効果的、効率的な協議会運営に資するため、「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会業者等選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 選定委員会は、次の事項を調査審議する。

- (1) 予定価格 400 万円以上の工事、製造その他の請負契約に係る業者の選定に関する
こと
- (2) 予定価格 300 万円以上の財産の買入れの契約に係る業者の選定に関する
こと
- (3) 予定価格 150 万円以上の物件の借入れに係る業者の選定に関する
こと
- (4) 予定価格 200 万円以上の委託契約に係る業者の選定に関する
こと
- (5) 前各号を除き、予定価格 100 万円以上の特定業者の選定に関する
こと
- (6) 前各号に定めるもののほか、協議会事務局長（以下「事務局長」という。）が特に必要と認めた契約に関する業者の選定に関する
こと

(構 成)

第3条 選定委員会は次に掲げる職にある者をもって構成する。

委員長 東京都産業労働局農林水産部安全安心・地産地消推進担当部長

委 員 同局農林水産部調整課長

同局農林水産部調整課課長代理（経理担当）

2 委員長が特に必要があると認める場合は、臨時委員を置くことができる。

(選定委員会の運営)

第4条 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

3 委員がやむを得ない事由で選定委員会を欠席する場合は、委員長は、代理の者を出席させ、議事に加わらせることができる。

(招 集)

第5条 選定委員会は、必要の都度、協議会会長が招集する。

(定足数)

第6条 選定委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 選定委員会の開催に当たっては、第4条第3項の規定により代理で出席した者を出席者の数に加えることができる。

3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。

4 前2項の規定に関わらず特別の事情により会議を開催することができず、そのため契約の目的を達しがたいと認められるときは、文書を回付することにより委員の同意を得て付議された事案を決定することができる。

(業者の選定等)

第7条 指名業者の選定は、産業労働局の設置する指名業者選定委員会の指名基準に準じて行うものとする。

(庶務)

第8条 選定委員会の庶務は、協議会事務局において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、協議会事務局長が定める。

附則

この規程は令和7年5月30日から施行する。